

世田谷区職員措置請求に対する弁明書

令和3年5月25日

世田谷区

1 世田谷区本庁舎等整備の概要

(1) 位置

世田谷区本庁舎等は、世田谷4-21、22内に敷地を有する世田谷区役所本庁舎、世田谷総合支所、世田谷区民会館の建物である。

(2) 経緯

世田谷区本庁舎等については、世田谷区民会館が昭和34年に竣工した後、第一庁舎(昭和35年竣工)第二庁舎(昭和44年竣工)分庁舎[ノバビル:世田谷4-22-11](昭和63年竣工)第三庁舎(平成4年竣工)第三庁舎プレハブ棟(平成9年竣工)が建設され、現在に至っている。

(3) 本庁舎等整備の必要性

本庁舎等は、建築後50年以上を経過し、区政を支える拠点として、区民サービス面や災害対策面、環境対策面など下記に掲げる様々な課題を抱えている。

災害対策の拠点としての機能強化

平成23年の東北地方太平洋沖地震を受け、災害対策の中核機能を第一庁舎から耐震性の優れた第三庁舎に移転したが、90万区民の災害対策の中核管理機能を果たすには未だ十分な状態ではなく、本庁舎のすべてのフロアにおいて、大規模災害直後でも業務継続が可能な庁舎へと機能強化を図る必要がある。

区民サービスの充実、効率的事務執行を実現するスペースの拡充

庁舎の狭隘化により、窓口や待合スペース、事務スペース、会議・打合せスペース等の不足、庁舎の分散化により、関係部署間の連絡の面など、行政事務機能の非効率化を招くとともに、来庁する区民や事業者にとっても分かりづらく、利用しにくい庁舎となっている。

施設や設備の環境性能等の機能強化

躯体や内装の劣化が進むとともに、省エネルギーやバリアフリー化等への対応を考える必要がある。また、21世紀末における脱炭素の達成など、先導的な役割を果たすべく、施設、設備の熱効率向上や省エネルギー技術を積極的に導入して環境性能を向上させる必要がある。

区民交流・区民参加の機能を高めるスペースの拡充

多くの区民活動団体の情報共有、交流の場、区政への参画の場としての機能が本庁舎に求められるが、庁舎の狭隘化が進み、区民同士が交流し、区民と区が協働して事業を進めていくための多目的に利用できるスペースが不足している。

これらの課題を解決するため、これまで区では様々な検討を行ってきた。平成28年4月には区民13名、学識経験者7名からなる「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会」を設置し、長期にわたり区政を支える世田谷らしい本庁舎とするため、本庁舎等整備の理念、基本的方針等に関する検討を進め、平成28年12月に「世田谷区本庁舎等整備基本構想」を取りまとめた。基本構想の策定を受け、平成29年4月から基本設計業務の受託者を選定するための公募型プロポーザルを実施し、平成29年10月から基本設計、平成31年4月からは実施設計を開始し、令和2年3月に実施設計概要を策定している。

2 本件工事予定について

(1) 本件工事の契約、工事、検査、支出等財務会計行為の現状

業者選定：令和3年2月1日一般競争入札（技術提案型総合評価方式）

契約：令和3年5月20日（契約締結）

3世契建般第1号 世田谷区本庁舎等整備工事

世田谷区世田谷四丁目21番他

契約金額：¥36,410,000,000

内消費税¥3,310,000,000

工事完了：令和9年10月15日予定

(2) 工事概要

工事内容

	東棟	西棟
敷地面積	11,452.16m ²	10,537.51m ²
建築面積	6,357.04m ²	6,882.07m ²
延べ面積	36,472.88m ²	36,519.64m ²
階数	地下2階 地上10階 塔屋2階	地下2階 地上5階 塔屋1階
構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）	
最高高さ	40.71m	21.89m

本件工事の考え方

本件工事は、「世田谷区本庁舎等整備基本構想」に基づき、世田谷区本庁舎（世田谷総合支所を含む）及び世田谷区民会館を整備するものである。

本庁舎については、既存の第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎を解体し、免震構造の東棟、西棟を建設し、世田谷区民会館については、ホール部分を保存、改修し、エントランスホール、楽屋部分については改築する。

本庁舎等については、基本構想で定める基本的方針に基づき、災害対策の拠点として、災害直後から災害対策本部機能を発揮させるため免震構造とし、燃料の備蓄による7日以上電力を供給、井戸や汚水槽の設置により、インフラが途絶した場合にも庁舎機能を維持できる設備を備えている。また、ユニバーサルデザインに基づき、すべての人が利用しやすい施設とするとともに、現在の本庁舎に不足している区民交流のためのスペース等も設置する。

環境性能にも配慮し、高断熱化や高効率設備の採用により、建物の一次消費エネルギーを標準建物から40%以上削減するZEB Oriented¹が取得できる設計とする。敷地内の既存のケヤキ等は、可能な限り保存し、敷地内だけでなく、建物の屋上についても積極的に緑化を行い、庁舎を訪れた区民が憩うことのできる空間を創出する。また、緑化により、建物全体の熱環

¹ ZEBとは、Net Zero Energy Buildingの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。エネルギーの削減割合により、ZEB（100%以上削減）、NearlyZEB（75%以上削減）、ZEBReady（50%以上削減）、ZEBOriented（40%以上削減）の4段階がある。

境負荷の低減に寄与するとともに、豪雨時に敷地内に降った雨を貯留する機能も確保しているため、敷地周辺の雨水排水の負荷を低減する計画としている。

庁舎周辺については、本庁舎等整備に合わせて、現在、敷地南東側に位置している、バス折り返し所を廃止し、東側道路へバスベイを整備することにより、折り返し所での歩行者との接触の危険を解消する計画としている。

敷地内で、現庁舎の機能を維持しながら整備を行うため、工事を3期に分けて施工する計画としている。1期工事は令和3年度から令和5年度、2期工事は令和5年度から令和7年度、3期工事は令和7年度から令和9年度であり、令和9年度にすべての工事が竣工する。

3 請求人の主張

(1) 敷地中央の区道を廃止しないために費用が過大となり不要な公金支出等を招いている。

- ・道路からの斜線規制が計画庁舎西棟にかかり、各階の階高が低くなり、庁舎としての室内環境、就労環境等を著しく悪化させている。
- ・当該道路とそれによる斜線規制のため、西棟が西隣地側に寄り、建築基準法第56条の2による日影規制をクリアするために西側に敷地を確保する必要性が生じ、本来必要でない西側に隣接するノバビル敷地を借地するために、年2000万円の不必要な公金を支出せざるを得なくなり世田谷区並びに現在及び将来の区民の負担を増大させるものである。
- ・当該道路で庁舎が分断されるため、電気室等が東棟と西棟で重複しており、工事費・維持費等不必要な公金を支出し世田谷区並びに現在及び将来の区民の負担を増大させるものである。

(2) 非常用エレベーターの附室(乗降ロビー)の建築基準法違反及びユニバーサルデザインの観点からの不当性について

- ・乗降ロビーについては「窓又は出入り口を除き耐火構造の壁で囲むこと」という建築基準法施行令第129条の13の3第3項第4号の基準を満たしていない。
- ・火災時に防火区画用のシャッターが降りた場合、誘導ブロックの上に降りてくる設計となっており、誘導ブロックが遮断されることになる。区はこの点について区のユニバーサルデザインについて審議する世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会に諮ることもなく整備計画を進めており、この計画が妥当性を欠くものであるとともに、手続きに重大な瑕疵があると言わざるを得ない。

(3) 新庁舎等整備計画を全館免震構造とすることについて

- ・費用が高み、免震構造と耐震構造を接続するなど工事困難性の高い免震構造に拘ることは、庁舎の安全性、「必要かつ最小の限度をこえて支出してはならない」と定める地方財政法に鑑みても妥当性を欠くものであり、不当と言わざるを得ない。
- ・製造メーカーはEXP.Jについて、「完全に人への危害を安全に排除することは難しいため、できるだけ免震EXP.Jの箇所や範囲を少なく計画するとともに、・・・その範囲内には出来るだけ近づけず、速やかに通過してもらおう」こと、「EXP.Jの可動部の存在が識別できるよう工夫すること」を推奨している。しかしながら新庁舎等整備計画では、EXP.Jを広場、メインアプローチに使用し、さらにEXP.Jが目立たないように一般舗装部と同じ仕上げとして、利用者の安全よりも道路や広場の一体感を優先している。
- ・造り方次第で「巨大な凶器」となる恐れのある構造である免震構造を全館に採用し、来庁者、

職員等の生命と身体の安全に支障のある計画を検討不十分なまま進めていることは妥当性を欠き、不当であると言わざるを得ない。

- (4) 区庁舎としての使いやすさ・快適性・安全性などの性能を有していない設計について
- ・廊下にカウンターがあるような設計で、記載台、待合用家具などの配置が適切でなく、車椅子やベビーカーなどでの利用に支障があるなど、窓口を訪れる区民等の利用のし易さ、快適さなどの配慮に欠けており、本庁・総合支所としての質を確保出来ていない。
 - ・執務室も天井を張る高さが取れないため、天井を張らずに設備機器を設置するなど、実績が十分でない手法で計画している
 - ・保健所は西棟の地下1階に置かれているが、コロナ禍で窓を開けての自然換気が推奨される中、区民が訪れる窓口周りには開放できる窓がなく、機械で排気された空気のかなりの部分が来庁者用駐輪場の中に排出されるような、設計の基本に関わる部分に瑕疵があるものとなっている。
 - ・区民の安全に関わるリングテラス上の風速など詳細な風のシミュレーションを実施せず、対策についての検討も行われておらず、風害による事故が発生する危険がある。
- (5) 地方自治・地方分権の趣旨に反する過大な本庁舎の規模について
- ・建築基準法上の規制値をクリアしているとはいえ、都市計画や環境行政、建築行政を担い民間事業者を指導監督する立場にあり、建築事業においても模範となるべき行政機関である区役所が自らの庁舎の建設において、ルールぎりぎりの建築物を建設することは重大な問題だと考える。
 - ・世田谷総合支所を安易に本庁舎内に置くことにすると判断に至った結果、本庁舎の規模が従来の規模を大きく上回り、周辺環境の悪化を招くこととなった。これは本来区民サービスの充実に努めるべき行政としての義務を怠ったもので不当なものと言わざるを得ない。
 - ・一方、区は旧保健センターという保健所としてふさわしい施設を保有し、リニューアルにより短期間で利用可能となるにもかかわらず、旧保健センター用地は売却することを前提とし、保健所そのものを本庁舎内に置くことに執着し本庁舎の規模がいたずらに拡大する結果を招いているが、これは本庁舎の規模を不当に拡大するものであるとともに、利用可能な区の貴重な財産を手放すという不当な行為である。
- (6) 不要な「世田谷リング」について(主にユニバーサルデザインの観点から)
- ・リングテラスに意図される主なメリットは、区民利用が多い2階スペース間の自在なアクセス、イベント時における広場とリングとの一体利用、災害時の広場への避難経路であるが、これらはいずれも階段を利用できる人々のみが享受できるメリットであり、階段の昇り降りができない高齢者や障害者がそこで経験する不自由との落差は極めて大きい。
 - ・リングテラスの幅から検証して、雨除けには役に立たないことが明らかである。また、道路上の北側ブリッジ部分に簡易な屋根が架かるがこれも雨除けには役に立たない。
 - ・リングテラスを支える柱の足元には、地震時に激しく動き危険とされる免震用エキスパンションジョイントが設置される。(中略)リングとエキスパンションジョイントの関係について、十分な検討がされているのかどうか。
 - ・西棟2階には、リングテラス上に半分はみ出す形で「区民交流室」が設けられている。リングテラス側から出入りできるため、夜間休日の閉庁時にも利用できるとされるが、閉庁時に使用できるトイレは東棟にしかなく、安全、そしてユニバーサルデザインに対する配慮が不

足している。

(7) 世田谷区が提唱している「みどり33」施策との不整合について

- ・公共施設を新設するときは40%の「みどり率」が望ましいと言われているが、本庁舎計画ではその数値を大きく下回った計画となっており、その上、本来の「みどり計画」では地上部で目視できる「みどり計画」が望ましいと言われているが、本計画では、屋上緑化、壁面緑化によって、かろうじて33%を1%上回る情けない計画となっている。(中略)「みどり33計画」を積極的に推進すべき主体である区としての責務を十分に果たしているとは言えず、不当でありこのような不当な計画を進めるための工事請負契約を締結することは不当である。
- ・多額の費用が予想される屋上緑化を多用することは、区の財政に大きな負担をかけることになるので不当である。その上既存の樹齢60年以上の樹を何本か伐採することは、長年培ってきた緑の景観を改変、改悪化するものであり、区民の貴重な緑の財産を毀損するものでありそのような契約締結は不当である。

(8) 景観法及び風景づくり条例違反について

- ・45メートルの議会棟建物を建てること自体が、「周辺の建築物群とのスカイライン」と著しく不調和なものであることは明白であり、基準違反となることは確実である。
- ・区の本庁舎は典型的公共施設であり区民の模範となりかつ景観の向上を先導すべき建物であるにも拘らず、道路際に45メートルの高さの議会棟を配し、それは周辺の建築物群とのスカイラインと著しく不調和なものであり、更に容積率については指定容積率300%ぎりぎりの東棟は292.26%、西棟286.34%であるなど、「風景づくりにおいて先導的役割を果たすべき」建物とはなっていない。
- ・本計画により前川建築は一部は残されるもののそのほとんどが消失し、空間特質が継承されないこととなるが、これは「場所の記憶をつなぎ新たな風景の魅力を生み出すような工夫」を怠ったものであり「地域の風景に配慮した風景づくりを積極的に進める」ものともなっていない。

(9) 世田谷区の有する貴重な文化財の解体について

- ・2016年には世田谷区本庁舎等整備基本構想が策定されたが、その中では「現庁舎等の意図と評価」で、現庁舎の歴史的経緯と長年にわたり区民に親しまれてきた広場や区民会館の存在感を認める記述を残すとともに、「区民自治・交流を育んできた現庁舎等の空間特質を継承していく」との基本方針を含むものであった。しかしながら、最終的な実施設計においては、区民会館の一部と縮小された中庭を残すことで、継承が成立したというかたちとされたが、前川建築の「空間特質の継承」は為されないままの計画となったことは、基本構想の内容に反する不当なものである。
- ・歴史的、文化的な価値を有する建築物に対する無理解による貴重な文化的遺産を破壊するものであり、公的な機関として無責任な不当な行為と言わざるを得ない。

(10) 世田谷区本庁舎等整備基本設計業務委託公募型プロポーザルにおける設計者選定プロセスの瑕疵について

- ・今回のプロポーザルは要領の作成と審査委員の選定がどのような過程を経て決定されたのか、全くのブラックボックスであり、区民への説明が全くないままに行われ、行政の透明性という観点から著しく不当なものである。

- ・提案テーマ 1～6 及び総合評価の 8 項目各 20 点で審査員一人当たり 160 点、7 名合計 1120 点を各設計者の持ち点として順位が付けられた。しかしながら、この方式では審査委員は専門外の分野についても専門家と同じ持ち点で評価することになり、それらを含めた合計点で順位を決めることについては問題がある。本来は、公開プレゼンテーションとヒアリングが終了した後に採点する「総合評価」の合計点を最終評価の得点とすべきである。
- ・不合理、不適切なプロセスによって選定された設計者による、基本設計に基づいて決定された実施設計を内容とする建設工事請負契約を締結することで、上記 1) から 3) までに述べたような不要な内容となる建築物を建設することとなり、世田谷区並びに現在および将来の世田谷区民は余計な公費の支出を強いられ、安全性・快適性・利便性を欠く建物を利用又はそこで勤務せざるを得ないことによってその利用者及び区の職員に不利益を与えることになる。

(11) 世田谷区本庁舎等整備に関する「調査・設計費」の増額変更の根拠が曖昧であることについて

- ・区は、設計事務所と本庁舎等整備に関する発注支援をするコンストラクションマネジメント会社の説明を検証せず、その説明を区から受けた議会はその説明を検証せず、業者から言われるままに予算を膨らまし続けている可能性が否定できない。
- ・設計者のプロポーザルの提案では、逆打ち工法（地上・地下同時進行工事）で設計していたが、逆打ち工法に必要な鋼材の入手が困難であり、入手できても高額であるため、逆打ち工法を取りやめ通常の工法（順打ち工法；地下から地上へと工事を進める）とするため工期が延伸する。また政府の施策により「はたらき方改革」が導入されるため、現場が従来の 6 日から週 5 日制になり工期が延伸する、と言う理由で調査・設計費及び事業費が変更されているということだが、ともに根拠が曖昧である。
- ・区は一貫して大規模地震がいつ発生するかわからない状況であるから、庁舎整備は喫緊の課題であると説明しているにも関わらず、入札不調を恐れて安易に工期を 1 年 1 ヶ月も伸ばすことについて、整合性がとれない。「サウンディング型市場調査」の結果について誰がどのように検証したのか明確でない。
- ・工期延伸により発注者支援をするコンストラクションマネジメント会社の契約金額に増額があったのかを明らかにし、その妥当性について検証すること。

4 区所管部の見解

(1) 「3 請求人主張(1)」について

- ・世田谷区では、区役所周辺の防災街づくりについて、住民の方々と長い期間をかけて検討し、都市計画審議会等を経て、世田谷区役所周辺地区防災街区整備地区計画を策定した。その計画の中で、東西敷地間の中央の区道については、補助 154 号線等都市計画道路の整備を前提に、災害時の避難及び延焼防止のための地区防災施設 6 号としている。

東西敷地間の区道（建築基準法の道路かつ道路法の道路）は以下の 3 点を総合的に判断し、廃止することは考えていない。

- 1) 防災街区整備地区計画の地区防災施設の機能を維持すること。
- 2) 接道している民有地の不利益を生じないようにすること。
- 3) 現在、通り抜け機能のある道路を敷地の有効利用を図る目的で、廃止または行き止まり

の道路に変更することはしないこと。

なお、本計画においても、日常は安全に広場と一体的に利用ができるよう、自転車歩行者道を目指すとともに、広場に面していない部分については、区民会館の搬入経路や新たに公用車用駐車場の出入り口を設けるなど、既存道路を活かした効率的な計画としている。

- ・新庁舎の地上2階以上の階高は3.8mだが、執務エリアは天井を張らない仕様とし、照明や空調パネルを吊り、圧迫感を軽減している。空調パネル下で、2.7m程度の天井高さを確保する計画としており、庁舎としての執務環境に問題はないと考えている。
- ・ノビル敷地(分庁舎敷地として賃借している土地)については、計画敷地に含めることで、日影規制の影響等が低減し、西棟の建物形状が整形となることから、西棟の建物規模の拡張が可能となり、区民対応窓口部署を効率的に配置することができ、区民サービスの向上を図ることが可能となる。
- ・新庁舎は、東棟・西棟に機械室・電気室等が設置されているが、それぞれの施設規模に応じた性能の機器を設置しており、必ずしも重複投資となるものではない。また仮に1棟であった場合、新庁舎の規模では受変電設備を特別高圧仕様とする必要がありイニシャルコストが増加となるなど、新庁舎で設備を分散設置とした計画は非効率ではないと考える。

(2)「3 請求人主張(2)」について

- ・建築基準法施行令第129条の13の3第3項では、非常用エレベーターの昇降ロビーの構造方法を定めており²、新庁舎においては、昇降ロビーの出入口と考える複数箇所に、法令で規定する構造の特定防火設備を設置し、それ以外を耐火構造の床・壁で囲む計画として、実施設計を進めていた。建築基準法への適合を確認するため、令和2年10月に計画通知申請を東京都に行ったところ、令和3年2月、非常用エレベーターの昇降ロビーの構造方法についての指摘を受け、火災時における建物の安全性をより高めるものとして、一部の特定防火設備を耐火構造の壁に変更している。その後、令和3年4月23日に確認済証を取得している。
- ・新庁舎では、エレベーターから各階に設置される多機能トイレまでの経路等に、誘導ブロックを設置しているが、これは火災時の視覚障害者の避難誘導を想定したものではない。火災時の避難については、消防隊が現場に到着するまでの来庁者の避難誘導は職員が行うこととなり、階段へ誘導することとなる。消防隊が到着後、消防隊による非常用エレベーターを用いた消火活動・救助活動が開始される。
- ・本庁舎等整備に係るユニバーサルデザイン審議会への報告については、平成30年11月に基本設計の中間報告、令和2年1月8日に実施設計(案)について、本庁舎等整備におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方について、説明を行っている。また、詳細については、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届け出を行っており、誘導ブロックは火災時の視覚障害者の避難を想定したものではないことから、手続き上の瑕疵はないものとする。

(3)「3 請求人主張(3)」について

- ・世田谷区本庁舎等整備については、防災対策の拠点として、災害直後から、建物の補修に時

² 第3号「出入口には、第123条第1項第6号に規定する構造の特定防火設備を設けること。」

第4号「窓若しくは排煙設備又は出入口を除き、耐火構造の床及び壁で囲むこと。」

間を費やすことなく、災害応急対策活動を行う必要があることから、平成 28 年 12 月に策定した基本構想において、「災害対策本部は、大規模地震発生直後から速やかに機能する必要があるため、免震構造を基本とする」としており、設計者選定プロポーザルにおいても、留意事項として、「本部長、副本部長を中心とした災対各部及び世田谷総合支所の災対地域本部を指し、これらの活動場所すべてを免震構造とするものである。」としている。

- ・免震構造とは、建物と地盤の間に免震部材を設置し、建物自体を揺れにくくする構造であり、地震時の揺れを大きく軽減できることから、建物や設備機器の損傷が少なく、什器等の転倒・落下の危険性も低減される等のメリットがある。一方、免震構造は免震部材の費用や、建物自体が地震の揺れによって動く構造であるため、建物周囲に隙間を設ける必要があり、地盤面下での工事量が増加する傾向がある。このように免震構造は、工事費がやや高価となるが、大地震時においても建物に損傷がなく、継続使用できることを前提に設計されており、地震の影響による建物補修費を大幅に抑えることができるなど、ライフサイクルコストは削減されると考えている。また新庁舎では、地下を大きく掘削する基礎免震構造ではなく、地下 1 階の柱頭に免震装置を設置する構造を採用することにより、地下の掘削等の費用を抑える計画としている。
- ・本庁舎等整備工事は、現在の敷地内で長期間に渡り、庁舎機能を維持しながら解体と新築を繰り返し、また各工期で建設した免震建物を接続し、最終的にひとつの建物として完成させる等、非常に難易度の高い工事である。区では、令和元年度に建設業者に対するサウンディング調査を実施し、特に難易度が高いと考える免震構造の建物を接続する工事については、同様の施工方法により建設を行った事例が複数あることを確認しており、信頼性のある方法で確実に施工することは可能であると考えている。また、本件工事の契約を締結する受注者は、免震構造の建物を接続した実績を有している。
- ・免震建物と地盤面との境界部分に設置される EXP・J(エキスパンションジョイント)は、電車の連結部のように、互いの動きが異なるものをつなぐ通路の役目を果たす。EXP・J は地震時に建物と一体となり可動するものであることから、設置する場所に応じた安全対策が必要となるが、新庁舎においては、建物の出入口や広場部分など、バリアフリーへの配慮が必要な箇所に設置しており、それ以外の場所には EXP・J を設置せず、建物の可動範囲には立入禁止柵を設ける計画としている。設計段階では、EXP・J が必要とする性能を明確化し、専門メーカーとその可動方法を検証するなど、日本免震構造協会から出されているガイドラインを考慮した計画としている。今後の建設段階においても、EXP・J の可動部分の識別ができる工夫や分かりやすい注意喚起の方法等、誰もが安全に利用できるよう検討を行う。

(4)「3 請求人主張(4)」について

- ・通路幅員については、「ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、主要な動線となる通路については、人が横向きにならずに車いす使用者とすれ違うことができる寸法として、幅員 1.4 m 以上確保する計画としている。図面に表記されている什器については、建物の完成に合わせて別途設置するものもあるため、条例に定める幅員を確保し、設置する。
- ・新庁舎の地上 2 階以上の階高は 3.8m だが、執務エリアは天井を張らない仕様とし、照明や空調パネルを吊り、圧迫感を軽減している。空調パネル下で、2.7m 程度の天井高さを確保する計画としており、庁舎としての執務環境に問題はないと考えている。(再掲)。天井を張ら

ずに設備機器等を設置する方式については、他の自治体の庁舎等での実績があり、特別な設計とは考えていない。

- ・新庁舎においては、法令に規定される室内の二酸化炭素濃度基準を満足するよう、換気量を自動制御する空調設備を設置しており、常に室内の換気が行われる計画となっている。また、室内の二酸化炭素濃度の設定を下げることで、換気量を増やす運転に切り替えることが可能となっている。さらに、保健所については、空調設備の故障などの緊急時に備え、排気ファンを作動させることにより、室内の空気を直接建物外部に排出し、窓から外気を流入させて換気が可能な設備を計画している。
- ・風環境への影響については、気象庁のデータ等をもとに設計段階で検討を行っている。区役所周辺において発生頻度の多い風³として、南の風（12.9m/s）、北北西の風（9m/s）、東の風（6m/s）、西の風（7.1m/s）について、既存建物と計画建物それぞれに対してシミュレーションを行い比較した。その結果、計画建物では、東側道路ピロティ付近の道路や中央道路部分、また西棟の南側において、既存建物よりも風速が1～2m程度上昇し、影響範囲もやや広がるが、いずれも地表面付近で風速は10m未満であり、歩行等に支障はないと考えている。（気象ハンドブックでは、10m以上になると、歩きにくくなったり、歩調が乱れるとされている。）

（５）「３ 請求人主張（５）」について

- ・世田谷総合支所については、区民の利便性向上の観点から、交通至便な三軒茶屋を候補地として、移転整備に向けて、適地を有する事業者と協議を重ねてきたが、その実現には、コストや人員面で課題が大きいことから、本庁舎等基本構想（平成28年12月策定）において、世田谷総合支所は、現在の本庁敷地内に整備することとした。
- ・本庁舎等の規模については、平成30年6月に策定した世田谷区本庁舎等整備基本設計方針において、区民機能の拡充や駐車場・駐輪場等の整備による区民の利便性の向上や本庁舎の機能集約化、区民サービスを維持するための区職員の配置等を勘案し、約70,000㎡（地下通路含む）を必要な全体規模の目標に設定している。本計画における職員一人当たりの面積は23区の平均（平成26年調査）と比べてもコンパクトな計画であり、必要な機能を効率的に配置し、かつ将来の変化にも十分に対応できる柔軟性の高い計画としており、適正な規模であると考えている。
- ・建物の計画については、庁舎部分の階数を現在と同様の5階建てとし、上層階については、壁面を後退させるなど、近隣への影響に配慮した計画としている。
- ・旧保健センターの後利用については、区分所有している世田谷区医師会と協議を進め、既存施設の解体、除却、跡地の売却等について、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、引き続き検討を進める。なお保健所は、この間の新型コロナウイルス対策を踏まえても、関連する業務との連携を図りながら、感染症対策業務を迅速かつ着実に進めるために、本庁舎内にあることが望ましいと考えている。

（６）「３ 請求人主張（６）」について

³ 気象庁が公表する地上約35mにおける10分間の平均風速の最大値（公開データ1976年～2019年）

- ・2階レベルに設置するテラスは、東西各棟の機能の連携強化や、イベント利用時には広場との一体的な利用が可能となるなど、様々な効果が期待できると考えている。テラスへは、階段だけではなく、東棟、西棟それぞれに設置するエレベーター（東棟5基、西棟6基）、西棟にはエスカレーターを設置しており、様々な方法によりアプローチが可能となっている。また、東棟と西棟を結ぶ連絡通路については、それぞれ北側が5m、南側3mの幅を有しており、通路下は、雨天時には雨を避けて通行することが可能である。なお、風雨の激しい場合は、地下通路を利用することを想定している。
- ・テラスを支える柱の足元には、免震用エキスパンションジョイントが設置される計画となっているが、地震時の可動を想定したシミュレーションを専門業者と行いながら設計を進めている。今後、エキスパンションジョイントの製品発注の際には、東日本大震災において震度6弱以上で損傷がなかった実績を有するメーカーであることや、設計時に想定する可動量（60cm）の範囲内で建物が動いても、破損しない性能を有することを条件に製品を選定する。
- ・西棟2階の区民交流室については、夜間休日の閉庁時には外部階段のほか、建物内の階段、エレベーターを利用して2階へ上がる計画としている。また、閉庁時でも東棟、西棟2階のトイレを利用できる設計とし、テラスに照明を設置するなど、夜間でも安全に利用できる計画としている。

(7)「3 請求人主張(7)」について

- ・区ではみどりの基本条例に基づき、建築行為等を行う場合に、建蔽率により異なるが一定の緑地の確保が求められる。本庁舎等整備においては、28%以上の緑化が求められており、新庁舎では「みどり33」の趣旨を踏まえ、敷地全体で35%以上の緑化率を確保する計画としている。
- ・地域風景資産の一部として親しまれてきた区民会館東側のケヤキ並木については、新庁舎では、北側の交差点までケヤキ並木を延伸する計画としている。なお、現在のケヤキについては、樹木診断の結果、状態が悪く、残存させることが困難な樹木や移植の難しい樹木については伐採することとしており、伐採したケヤキの位置には新たにケヤキを植える計画としている。
- ・本庁舎については、建設する建物の規模、現在と同程度以上の広場面積を確保した配置計画及び緑化率の確保の関係から、屋上を緑化する計画としているが、東棟屋上については、区民に開放し、また、西棟の屋上についても区の事業にて活用するなど、屋上緑化が区民の憩いの場として活用されるよう整備していく。また、維持管理についても、樹木の選定にあたり、できるだけ管理に手間のかからない樹種を選定するなど、費用を抑える検討を行っていく。

(8)「3 請求人主張(8)」について

- ・当該地及び周辺は準住居地域に指定されており、指定容積率300%、絶対高さ制限45mに設定されているなど、中高層の建築が可能な地域となっている。また、風景づくり計画においては住宅共存系ゾーンと位置付けられ、「低層から中高層まで様々な高さや規模の建築物がみられ、多様性のある街並みが形成されています」と示されている。本計画は、これらの多様性のある街並みに対し、建物の上階をセットバックするなどにより、周辺の建築群のスカ

イラインとの調和に配慮している。併せて、接道部には歩道状空を整備し、周辺歩道との連続性に配慮したゆとりのある歩行空間を形成している。

- ・また、現庁舎等の特徴である区民会館ホールの折板状の外壁を保存・改修し、東側の世田谷区役所通りのケヤキ並木からピロティを通じて広場に至るアプローチ動線、広場を囲んだ庁舎の配置、広場の舗装パターンの復元、広場と区民交流（区民会館、区民交流スペース）のつながりを意識した配置など、現庁舎の空間特質を継承している。外構計画では、地域風景資産の一部となっている区民会館東側のケヤキ並木を極力保存しながら、やむを得ず伐採する部分はケヤキを新植し、みどりを北側へ延伸させている。さらに記憶の継承として、区民会館南側の水景の再整備など、現庁舎の景観を保存、発展させている。こうした工夫により、場所の記憶をつなぎ新たな風景の魅力を創出する計画としている。
- ・これらにより、本計画は世田谷区風景づくり計画に定める、理念・方向性、方針・基準に即しており、景観法及び風景づくり条例に違反するものではない。

(9) 「 3 請求人主張 (9) 」について

- ・本庁舎等整備における基本的な考え方については、平成 28 年に学識経験者、区民等からなる「世田谷区基本構想検討委員会」を設置し、「世田谷区本庁舎等整備基本構想」を作成しており、その中で、「現庁舎等の空間特質の継承」として、本庁舎、区民会館、広場等の空間特質をできるだけ継承し、これからも区民自治・交流の拠点として区民に愛される庁舎を目指していく。」としている。基本構想の策定を受けて実施した、設計者選定プロポーザルでは、6 者の参加者から、空間特質の継承について、様々な提案があり、これらの提案については提案書の公開展示、意見聴取、公開によるプレゼンテーションなど、広く区民に公開しながら選定を行った。
- ・本庁舎等整備においては、現庁舎等の特徴である区民会館ホールの折板状の外壁を保存・改修し、東側の世田谷区役所通りのケヤキ並木からピロティを通じて広場に至るアプローチ動線、広場を囲んだ庁舎の配置、広場の舗装パターンの復元、広場と区民交流（区民会館、区民交流スペース）のつながりを意識した配置など、現庁舎の空間特質を継承した計画としている。外構計画では、地域風景資産の一部となっている区民会館東側のケヤキ並木を極力保存しながら、やむを得ず伐採する部分はケヤキを新植し、みどりを北側へ延伸させている。さらに記憶の継承として、区民会館南側の水景の再整備など、現庁舎の景観を保存、発展させている。こうした工夫により、場所の記憶をつなぎ新たな風景の魅力を創出する計画としている。(再掲)
- ・これらにより、本計画は「世田谷区本庁舎等整備基本構想」に定める、基本方針に即しており、基本構想の内容に反する不当なものではない。

(1 0) 「 3 請求人主張 (1 0) 」について

- ・プロポーザルの審査委員については、世田谷区本庁舎等整備に係る建築要件、基本構想に掲げる基本方針等に対応した専門分野に関する知見を有し、また、他自治体の選定委員会の委員等の経験を有する学識経験者により構成している。委員の選定については、平成 28 年 12 月 19 日に開催された地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会（以下、「特別委員会」という）において、各委員の氏名、委員に選定する理由について報告している。設計者の選定プ

ロセスについては、公平性、公開性に配慮し、提案書の公開展示及び意見聴取、公開プレゼンテーションを行い、公開展示の際に頂いた意見については、参考資料として審査委員会にも提供し、確認いただいた上で審査を行った。評価基準については、プロポーザル公告時に、配点、採点方法、評価の視点等を公表しており、この評価基準に基づき採点し、最優秀者、次点者を選定した。また、請求人が最終評価の得点にすべきと主張する「総合評価」については、評価基準において「公開プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、取組意欲や、基本構想の理解度、説明能力、コミュニケーション能力を総合的に評価する」評価項目としており、業務の取組方針、提案テーマ 1～6 と同等に評価する項目である。

(1 1) 「 3 求人主張 (1 1) 」 について

- ・令和元年度に実施したサウンディング調査によると、東京 2020 大会、大阪万博、都内における大規模再開発等により建設需要は今後も増加傾向であり、1 期工事の工期を短縮する目的で計画していた逆打ち工法に使用する鋼材の納期に半年以上を要し、大幅に工期が遅延することが懸念され、1 期工事では、通常の工法（順打ち工法）に工程計画を変更した。同時期に国土交通省では、建設労働者の減少、建設労働者の適正な労務環境確保の観点から、建設業の働き方改革について検討を行っており、令和 2 年度に施行の建設業法に示される工期適正化に向けた方針を踏まえ、発注者には、建設業の働き方改革を見据えた工期設定が求められていた。これらの状況から、区としては基本設計段階では 64 ヶ月と想定した工事工程を、より適正な工期として 75 ヶ月に延伸する必要があると判断した。この内容については、令和元年 9 月 4 日に開催された特別委員会に報告をしている。
- ・調査・設計費の増額については、基本設計時においては、建築計画、施工方法等が未定であったことから、基本構想策定時点で想定される建物規模等から算定し、約 8 億円としていた。実施設計段階において建物規模、構造等が確定したことを受け、国土交通省の定める基準により工事監理委託料等を計算した結果、約 10 億円となり、2 億円を増額した。
- ・コンストラクションマネジメント会社との契約については、工期延伸を原因とする契約金額の変更は行っていない。なお、コンストラクションマネジメント会社との契約については下記のとおりである。

当初契約：平成 31 年 4 月 1 日 契約金額：101,860,000

変更契約（1 回目）：令和元年 11 月 6 日 契約金額：109,560,000（7,700,000 増額）

【変更理由】施工者選定手法検討委員会の検討結果を受け、総合評価方式による施工者選定の手法についての検討支援を業務として行うこととしたため。

変更契約（2 回目）：令和 2 年 9 月 7 日 契約金額：84,161,000（25,399,000 の減額）

【変更理由】履行业務から移転支援業務を除いたため。

よって、請求人の主張は、本件本庁舎等整備が著しく合理性を欠くというものであるが、本件本庁舎等整備については合理性があるため、本件契約を締結することは違法又は不当な契約の締結・履行には当たらない。